

大分県報

令和六年
第四七六号
一月十六日

（火曜日）

目次

告示

身体障害者福祉法による医師の指定	一
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請	一
知事が所管する公の施設の指定管理者の指定（三件）	四
令和五年度臨時種畜検査に合格した種畜	五
土地改良法による換地計画の決定及び縦覧（県営事業）	五
土地改良法による換地計画変更の決定及び縦覧（国営事業）	五
道路区域の変更	六
道路の供用開始（三件）	六
建築基準法による道路位置の指定	七
大分県立庄内屋内競技場の管理に係る事務の委託	七
教育委員会告示	七
警察本部訓令	七
大分県警察少年警察活動規程の一部改正	八
公 告	九
県営土地改良事業の工事の完了	九
所在不明者に対する保安林指定予定通知の掲示	九
落札者等の公示	九

告示

大分県告示第十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師と

令和六年一月十六日

して次の者を指定した。

令和六年一月十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

指定障害区分	医師氏名	勤務場所	指定年月日
心臓の機能障害	丸尾 啓一郎	独立行政法人地域医療機能推進機構 南海医療センター 佐伯市常盤西町七番八号	令五・一二・一四
音声・言語機能障害 肢体不自由	麻生 大吾	佐伯中央病院 佐伯市常盤東町六番三十号	〃
呼吸器の機能障害	宮島 佳子	佐伯中央病院 佐伯市常盤東町六番三十号	〃
心臓の機能障害	森 和樹	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目 一番地	〃
呼吸器の機能障害 ヒト免疫不全 ウイルスによる 免疫の機能障害	首藤 久之	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目 一番地	〃
ぼうこう又は直腸 の機能障害	藤浪 弘行	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目 一番地	〃
視覚障害	船津 淳	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目 一番地	〃

大分県告示第十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和六年一月十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県報（告示）

等 汚染 の 状 態 の 値	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	窒素含有量	りん含有量	ノルマルヘキサンの抽出物質含有量	大腸菌群数	項目		一日当たりの排出水量	排水口名	大腸菌群数	ノルマルヘキサンの抽出物質含有量	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度																
								単位	値											単位	値														
	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	個/cm ³		単位	排水口名	個/cm ³	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	単位	排水口名	個/cm ³	mg/L	単位	値	単位	値								
	四・〇	三・一	七・七	三・一	一・一	一・三	三、〇〇〇以下		通常	No.2 ・ No.3	三、〇〇〇以下	一・三	一・一	三・一	七・七	三・一	一・一	一・三	通常		最大	三、〇〇〇以下	二・三	二・二	四・七	一三・二	四・七	五・二	一	最大	一	最大			
<p>二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所</p> <p>1 縦覧期間 令和六年一月十六日から同年二月六日まで</p> <p>2 縦覧場所 大分県生活環境部環境保全課及び豊後大野市役所</p>																																			
<p>大分県告示第十五号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。</p> <p>令和六年一月十六日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>										<p>大分県告示第十四号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。</p> <p>令和六年一月十六日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>																									
<p>公の施設の名称</p> <p>大分県青少年の森 大分県平成森林公園 大分県神角寺展望の丘</p>					<p>指定管理者</p> <p>大分市花園二丁目六番四十六号 公益財団法人森林ネットお おいた 理事長 大友進一</p>					<p>期 間</p> <p>令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで</p>					<p>指定年月日</p> <p>令和五年十二月二十一日</p>																				
<p>公の施設の名称</p> <p>大分県立別府コンベンションセンタ</p>					<p>指定管理者</p> <p>東京都千代田区三番町二番地 ビーコンプラザ共同事業体 代表者 株式会社コンベンションリンケージ 代表取締役 平位博昭</p>					<p>期 間</p> <p>令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで</p>					<p>指定年月日</p> <p>令和五年十二月二十五日</p>																				

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎			
公の施設の名称	指 定 管 理 者	期 間	指 定 年 月 日
別府港機械管理駐 車場・県営三号上 屋・石垣地区緑地	山口県宇部市港町一丁目十三 番五号 株式会社ササキコーポレ ーション 代表取締役 佐々木 勝 吉	令和六年四月一 日から令和八年 三月三十一日ま で	令和五年十二月二十二 日
大分港大在コンテ ナターミナル	大分市大字大在六番地 株式会社大分国際貿易セン ター 代表取締役社長 藤 澤 崇 資	令和六年四月一 日から令和十一 年三月三十一日 まで	令和五年十二月二十二 日
大分スポーツ公園 高尾山自然公園	大分市東春日町一番八号 株式会社大宣 代表取締役社長 朝 倉 弘 美	令和六年四月一 日から令和十一 年三月三十一日 まで	令和五年十二月二十七 日
大分県告示第十七号 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第一号の規定による令和五 年度の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。 令和六年一月十六日			
大分県知事 佐 藤 樹 一 郎			
種畜証明書番号	名 前	品 種	検 査 成 績
32344990002	U 9474	その他	級外
32344990003	U 9526	その他	級外
32344990004	U 9484	その他	級外
32344990005	U 9805	その他	級外
32344990006	U 9844	その他	級外
32344990007	U 9835	その他	級外

大分県告示第十八号			
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営 水田畑地化推進基盤整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用 する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供す る。			
地 区 名	縦 覧 期 間	縦 覧 場 所	
大肥地区竹本工区	令六・一・一六から 令六・二・五まで	日田市役所	
大分県告示第十九号 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第五項の規定により、国営 緊急農地再編整備事業の施行に係る換地計画を変更したので、同項において準用する同条第 四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の変 更に係る部分の写しを縦覧に供する。 なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内 に知事に対し審査請求をすることができる。 令和六年一月十六日			
大分県知事 佐 藤 樹 一 郎			
地 区 名	縦 覧 期 間	縦 覧 場 所	
	大分県知事 佐 藤 樹 一 郎		

令和六年一月十六日

大分県報（告示）

駅館川地区有徳原一工区

令六・一・一六から
令六・二・五まで

宇佐市役所

大分県告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年一月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年一月十六日

大分県知事

佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

区間

区域変更
前後別

敷地の幅員
メートル

延長
メートル

県道小挾間
大分線

由布市挾間町赤野字台一四六三番九から
由布市挾間町赤野字台一四八三番四まで

前

二四・五
九・三

三五・一・三

後

一七・〇
九・〇

三五・一・三

大分県告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年一月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年一月十六日

大分県知事

佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道庄内久住線

竹田市直入町大字長湯字長迫三九一七番六から
竹田市直入町大字長湯字峯刺三八六七番三まで

令六・一・一六

大分県告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年一月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年一月十六日

大分県知事

佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道三重新殿線

豊後大野市千歳町前田字岩崎一二五三番一から
豊後大野市千歳町前田字岩崎一三一六番地先まで

令六・一・一六

大分県告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年一月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年一月十六日

大分県知事

佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道赤根富来浦線

国東市国東町成仏字赤根川二九三五番一地先から
国東市国東町成仏字赤根川二九三七番八まで

令六・一・一六

大分県告示第二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

令和六年一月十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長
別第五一 号	速見郡日出町字福田一五三一 番四及び一五三二番四並びに 一五三二番四地先里道並びに 一五三一番四地先水路	令五・二二・一八	メートル 六・〇〇	メートル 七九・五三

大分県告示第二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の第十四第一項の規定に基づき、大分県立庄内屋内競技場の管理に係る事務を次の規約により由布市に委託するので、同条第三項において準用する同法第二百五十二条の二の第二項の規定により告示する。

令和六年一月十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県と由布市との間の大分県立庄内屋内競技場の管理に係る事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第一条 大分県（以下「甲」という。）は、大分県立庄内屋内競技場の管理に係る事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を由布市（以下「乙」という。）に委託する。（経費の負担）

第二条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費の負担については、甲の長と乙の長が協議して定めるものとする。

- 一 大規模な施設及び設備の修繕に係る経費
- 二 施設と一体となって機能する備品の修繕若しくは改造又は買換えに係る経費（収入の帰属）

第三条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料その他の収入は、全て乙の収入とする。

（経理）

第四条 乙の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、その経理を明確にしておくものとする。

（連絡会議）

第五条 乙の長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、甲の長と年一回定期に連絡会議を開くものとする。ただし、乙の長が必要があると認めるとき、又は甲の長の申出があるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

（条例等の制定改廃に関する措置）

第六条 乙が委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）を制定し、又は改廃しようとするときは、乙の長は、あらかじめ甲の長に情報提供を行うものとする。

2 乙が委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等を制定し、又は改廃したときは、乙の長は、速やかに当該条例等の制定又は改廃について、甲の長に通知するものとする。

3 甲の長は、前項の規定による通知があったときは、速やかに乙の条例等の制定又は改廃について公表するものとする。

（報告等）

第七条 甲の長は、委託事務の管理及び執行状況に関し必要があるときは、乙に報告を求め、又は調査することができる。

（その他必要な事項）

第八条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲の長及び乙の長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和六年四月一日から施行する。

○教育委員会告示

大分県教育委員会告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和六年一月十六日

大分県教育委員会

令和六年一月十六日

大分県報（告示・教育委告示）

公の施設の名称	指定管理者	期 間	指定年月日
大分県立武道スポーツセンター	大分市東春日町一番八号 株式会社大宣 代表取締役社長 朝倉弘美	令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	令和五年十二月二十七日

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第1号

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

大分県警察少年警察活動規程（平成14年大分県警察本部訓令甲第23号）の一部を次のように改正する。

令和6年1月16日

大分県警察本部長 種田 英明

第10条第2項中「、協調」を「及び協調」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「かかわる」を「関わる」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第12条第3号中「第11条第2号」を「前条第2号」に改める。

第13条第1号中「又は調査主任官等」を「、調査主任官その他の少年警察活動に従事する警察官」に改める。

第14条第4項中「第5号」の次に「まで」を加え、同項ただし書中「第211条の罪に該当する」を「に規定する罪に係る」に、「」第2条から第6条までの罪に該当する」を「。以下「自動車運転致死傷処罰法」という。）に規定する罪に係る」に改める。

第16条第2項中「第4号」を「前項第4号」に、「第5号」を「同項第5号」に改める。

第17条第1項中「管内の公園、駅、風俗営業の営業所、性風俗関連特殊営業の営業所、盛り場、深夜に営業する飲食店、カラオケボックス、コンビニエンスストアその他少年のたまり場となりやすい」を「道路その他の公共の場所、駅その他の多数の客の来集する施設又は風俗営業の営業所その他の少年の非行が行われやすい」に改める。

第33条第1項第3号中「少年法第22条の2第1項の」を「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪又は死刑若しくは無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる」に

改め、同項第6号中「第211条の」を「に規定する」に、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までの」を「自動車運転致死傷処罰法に規定する」に改める。

第41条中「、速やかに」を「速やかに」に、「とられるように」を「執られるように、これらの機関に対してその旨を」に改める。

第54条第1項中「触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式を定める訓令」を「少年警察活動規則の規定により作成する書類の様式を定める訓令」に改める。

第61条第1項中「書面」を「児童通告通知書（様式を定める訓令別記様式第37号の2）」に改める。

第62条第1号中「かぎ」を「鍵」に改め、同条第4号に次のただし書を加える。

ただし、児童虐待を受けた児童を一時保護した場合において、児童虐待の防止等に関する法律第12条第3項の規定により、児童相談所長が当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしないこととしたときは、この限りではない。

第63条を次のように改める。

（所持物件の措置）

第63条 触法少年事件の証拠物並びに少年法第24条の2第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当する物件については、同法第6条の5第2項の規定により準用する刑事訴訟法の規定に基づき措置することができる。

2 前項の物件のほか、少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を当該少年が所持していることを発見したときは、法令の規定により押収する場合を除き、所有者その他の権利者に返還させ、保護者等に預けさせ、当該少年に廃棄させるなど当該少年が当該物件を所持しないように注意、助言等をするものとする。この場合において、第1号様式を受領書を徴するなど物件の措置のてん末を明らかにする措置を講ずるものとする。

第70条を次のように改める。

（ぐ犯少年の送致又は通告）

第70条 ぐ犯少年の家庭裁判所への送致は、活動規則第33条第1項第1号の定めるところにより行うものとする。この場合においては、様式を定める訓令別記様式第33号のぐ犯少年事件送致書により送致するものとする。

2 ぐ犯少年の児童相談所への通告は、活動規則第33条第1項第2号又は第3号の定めるところにより児童通告書により行うものとする。ただし、急を要し、児童通告書を作成して通告するいとまがない場合は、口頭により通告し、その内容を記載した児童通告通知書を

事後に送付することができる。

第73条中「ときは」の次に「、法令の規定により押収する場合を除き」を加え、「又は当該少年」を「当該少年」に、「又は第4号様式」を「又は第4号様式」に、「てんまつ」を「てんまつ」に改める。

第76条中「第2章第3節」を「前章第3節」に改める。

第78条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定する継続的な支援の適切な実施のため必要があるときは、保護者の同意を得た上で、学校関係者その他の適当な者と協力して実施するものとする。

第78条に次の1項を加える。

4 特定少年に対する第1項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「保護者」とあるのは、「本人」とする。

第82条第2項及び第84条第3項中「書面」を「児童通告通知書」に改める。

第89条第1項中「捜査又は調査を行った」を「送致又は通告の措置をとった」に、「非行少年及びび」を「非行少年並びに」に、「第211条の」を「に規定する」に、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までの」を「自動車運転死傷処罰法に規定する」に、「及びその他」を「その他」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年1月16日から施行する。

○ 公 告

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。

令和六年一月十六日

大分県知事	佐藤 樹一郎	
事業名	着手年月日	完了年月日
県営危険ため池緊急整備事業 (柏野二号地区)	平三〇・九・二八	令二・八・三一

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。

令和六年一月十六日

所在の不明な者の氏名及び揭示場所

所在の不明な者の氏名

吉本 雅彦

二 通知の要旨

令和五年十二月二十二日付け大分県告示第五百四十四号により行った森林法第三十条の規定による通知

次のとおり落札者等について公示する。

令和六年一月十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 落札に係る物品等の名称及び数量

県立学校児童生徒・教員用タブレット端末 一式

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県会計管理局用度管財課

大分市大手町三丁目一番一号

落札者を決定した日

令和五年十一月二十八日

落札者の氏名及び住所

リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部 大分支社 大分営業部

部長 板垣 隆洋

大分市萩原四丁目八番七号

落札金額

四千二百二十九千七百三十五円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

一般競争入札の公告をした日

令和五年十月十七日

令和六年一月十六日

大分県報（警察本部訓令・公告）

九